

IV 政治資金パーティー

1 政治資金パーティーとはどのようなものをいいますか。

政治資金パーティーとは、対価（会費）を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から、その催物に要する経費を差し引いた残額を、催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含みます。）に関し支出することとされているものをいいます（規正法8条の2）。

したがって、この要件に該当するものであれば、励ます会、出版記念会、勉強会、セミナーなどいかなる名称、名目であっても政治資金パーティーに含まれます。

なお、会費を徴収して行う催物であっても、例えば忘年会、新年会、〇〇さんの△△を祝う会等、その「名称のいかん」、「会費額の大小」を問わず、当初より収益のあがることを予定していない催物は、政治資金パーティーとはなりません。

また、政治資金パーティーの開催者は、パーティー券等の購入者（対価を支払う者）に対し、当該パーティーが政治資金パーティーであることを書面で告知する必要があります（規正法22条の8②）。

2 政治資金パーティーは、誰でも開催できますか。

政治資金パーティーは、原則として「政治団体によって開催されるようにしなければならない。」と規定されています（規正法8条の2）。

しかし、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催することも可能です。

ただし、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催する場合、パーティーの開催規模により、特別の手続きが必要になることがあります（66～68 ページ 参照）。

3 政治資金パーティーにはどのような規制がありますか。

政治資金パーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）は、債務の履行として支払われるものであり、原則として政治活動に関する寄附には該当しません。その一方、①パーティー収支の明確化、②対価の支払方法の制限、③外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止、④パーティー券の大口購入者の公開、

⑤量的制限及びあつせんの制限等の規制が設けられています。

1 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止（※）

何人も以下の者から、政治資金パーティーの対価の支払を受けることはできません。（規正法 22 条の 8④）

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）

ただし、③の例外として特例上場日本法人（※）からの対価の支払は禁止されません。特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

また、外国人等（特例上場日本法人を除く）は、外国人等であること又は特例上場日本法人等でないことについて、これを偽って対価の支払をしてはなりません。

※ 特例上場日本法人とは、「発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの」をいいます。

※外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）による政治資金パーティーの対価の支払の禁止は令和9年1月1日より施行されます。

2 告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）をする者に対し、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（開催の案内状、開催通知又はパーティー券等）により告知しなければなりません（規正法 22 条の 8②）。

その告知の文言は「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と定められています（規正規則 39 条）。

また、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません（規正法 22 条の 8 の 2⑥）（※）。なお、この告知については、文言は定められていません。

※（外国人・外国法人等からの対価の支払に係る告知義務については、令和9年1月1日より施行されます。）

3 対価の支払方法の制限

何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができません（規正法 22 条の 8 の 2①）。また、政治資金パーティーを開催する者は、口座への振込み以外の方法

によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができません。（規正法 22 条の 8 の 2 ②）。

ただし、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払やその他口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる政治資金パーティーの対価の支払については、口座への振込み以外の方法によってすることができます。この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。（規正法 22 条の 8 の 2 ③）。

4 量的制限（個別制限）と公開基準

一回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いは 150 万円以下に限られます（規正法 22 条の 8 ①、③）。

また、政治資金パーティーの対価の支払いについての公開基準は、一回の政治資金パーティー当たり 5 万円を超えるもの（5 万 1 円以上）（※）で、支払いをした者の氏名（又は団体名称）、住所（又は所在地）、職業（又は代表者氏名）を収支報告書へ記載しなければなりません（規正法 12 条）。

※令和 9 年 1 月 1 日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。それ以前に収受される収入については、法改正以前の「20 万円を超えるもの」（20 万円 1 円以上）」が適用されます。

5 その他の規制

政治活動に関する寄附と同様に次の規制があります。

ア 匿名等による支払いの禁止（規正法 22 条の 8 ④）

本人以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払いをすることは禁止されています。

イ あっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法 22 条の 8 ④）

政治資金パーティーの対価の支払いのあっせんをする場合において、相手方に対して、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該対価の支払いのあっせんに係る行為をすることや、意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で対価としての金銭等を集める行為は禁止されています。

ウ 公務員の地位利用による関与の禁止（規正法 22 条の 9）

国又は地方公共団体の一般職の公務員等は、その地位を利用して政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、支払いを受けたり、他の者がするこれらの行為に関与することは禁止されています。

6 政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限

政治団体が政治資金パーティーを開催した場合、政治資金パーティーの残額は、政治団体のする寄附の制限（規正法 21 条の 2、22 条①）の範囲内で、他の政治団体へ寄附することができます。

また、政治団体以外の団体や個人が「政治資金パーティー」を開催し、その残額等により政治活動に関する寄附をする場合には、「会社、労働組合その他の団体」又は「個人」としての規制を受けることとなります。（規正法 21 条①、21 条の 3 ①、②、③）。

各寄附の制限の詳細については、70～83 ページの「V 寄附の制限」を参照してください。

4 特定パーティーとはどのようなパーティーをいうのですか。

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価（会費）に係る収入が「1千万円以上になるもの」をいいます（規正法 12 条① I へ）。

政治資金パーティーを開催することについては、何ら届出の必要がありません。

しかし、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれるものを開催するときは、その開催しようとするときから政治団体（特定パーティー開催団体）とみなされますので、政治団体としての届出（設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書）、会計帳簿の備付け、収支報告書の提出義務を負うことになります（規正法 18 条の 2）。

また、計画当初は特定パーティーとならないはずであった政治資金パーティーが、開催規模を拡大した場合や、結果として1千万円以上となった場合にも「特定パーティー開催団体」となりますので、規模の拡大を決定したとき又は1千万円以上になったときから7日以内に設立の手続きが必要となります（規正法 18 条の 2 ①）。この場合、届出を出すまでの間は、届出をしたものとみなされることになっています（規正法 18 条の 2 ③）。

なお、既存の政治団体が特定パーティーを開催するときには事前の届出は特段必要ありません。

5 政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときの 手続きはどのようにしますか。

政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときには、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、設立の届出が必要となります（規正法 18 条の 2①）。これは、規正法 8 条の 2 で「政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならない。」と規定していることから、政治団体以外の者が一定規模以上の政治資金パーティーを開催するときには、この者を政治団体とみなして届出義務、収支報告義務等を課すことにより、政治団体が開催するものとの調和を図ろうとしているものです。

1 設立届

特定パーティー開催団体の設立は、当該パーティーを開催しようとするときから 7 日以内（規正法 18 条の 2②により読み替えて適用される 6 条①）に「政治団体設立届」と「特定パーティー開催計画書」（規正規則 13 条）及び対価の支払いが「政治資金パーティーの対価の支払いである旨の告知をする書面」（規正法 22 条の 8②、⑤）を届け出る必要があります。

パーティー開催計画書には、パーティーの名称、開催年月日、開催場所、収入予定金額、パーティー券 1 枚当たりの販売単価、収益の予定支出先などを記載します。

提出先、提出部数等は 26 ページの「3 政治団体の所管及び届出先」及び 26 ページの「4 提出部数」と同様ですが、この届出がされた後でなければ、特定パーティーに係る対価の支払いを受けたり、支出をしたりすることができません。

2 異動届及び解散

(1) 異動届

設立届及び添付した書類の内容に変更があったときは、政治団体の手続き同様、その変更事由の生じた日から 7 日以内に届出が必要となります（規正法 18 条の 2①）。

異動の届出の手続きは、政治団体の「届出事項等の異動届」（56 ページ参照）と同様です。

(2) 特定パーティー開催団体の解散

特定パーティー開催団体は、特定パーティーが開催された後「3ヶ月以内」に収支報告書を提出することが義務付けられており、この報告書の提出により政治団体でなくなったものとみなされます（規正法 18 条の 2④）。

したがって、この場合には解散届は不要です。ただし、特定パーティーを開催しようとする団体が、当該特定パーティーを中止した場合には、当該特定パーテ

ィーを中止した旨及びその年月日について規正規則 11 条による解散届とその日までの収支報告書を中止の決定の日から 30 日以内に提出しなければなりません。

収支報告書の記載については、通常政治団体の収支報告書と異なり、特定パーティーの開催準備から開催終了後までの決算のすべてを報告することになりますので、年をまたぐ場合もあります。

なお、収入・支出は予定されているものまで含みますので、原則として繰越金は「ゼロ」となりますが、添付する領収書等の写しは、報告日までに支出したものであるものについて提出します。

3 特定パーティーを開催した者の寄附の制限

特定パーティー開催団体は、収支報告・届出関係については政治団体とみなされますが、政治活動に関する寄附の規定の適用についてまで政治団体とみなされるものではありません。

そのため、政治資金パーティーの残額により政治活動に関する寄附をする場合には、「会社、労働組合その他の団体」としての規制を受けることとなります（規正法 21 条①、③、21 条の 3①、②）。